

入札公告
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年 1月28日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局三春ダム管理所長
砂子 勉



1. 業務概要

(1) 業務名 三春ダム水質分析業務(電子入札対象案件)

(2) 業務の目的

本業務は、三春ダム流域における水質監視、水質事故など水質異常時における原因物質把握のための水質・底質分析を行うものである。

(3) 業務内容

1) 水質分析

- ①水質分析
- ②底質分析

2) 資料整理

- ①分析野帳の整理
- ②月別水質分析結果の作成
- ③水文水質データベース入力支援システム様式への分析データ入力
- ④動植物プランクトン整理様式(河川水辺の国勢調査様式)のデータ入力

(4) 履行期間 平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日

(5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が500万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

(6) 本業務は、予定価格が500万円を超え1,000万円以下の場合、品質確保の観点から品質確保の基準となる価格(以下「品質確保基準価格」という。)を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

(7) 本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官(以下、「契約担当官等」という。)の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。

(8) 本入札は、新年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とする入札とする。

(9) 契約締結日は平成28年4月1日、契約期間の始期は平成28年4月1日とす

る。ただし、4月2日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、当面の間、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

2. 競争参加資格

(1) 基本的要件

1) 単体企業

- a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 競争参加資格確認申請書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

上記1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年1月28日付け東北地方整備局長）に示すところにより、東北地方整備局長から三春ダム水質分析業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(2) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（共通入札説明書参照）

(3) 業務実施体制に関する要件

- 1) 競争参加資格確認申請者は、福島県内において恒常的に水質・底質分析を行うものとし、三春ダム管理所水質試験室又は自社の分析施設（福島県内の計量証明事業所に限る。）を使用して分析の実施が可能であること。
- 2) 業務の主たる部分を再委託しないこと。

競争参加資格申請者は、次に示す項目について自社の担当者によって実施出来なければならない。

a) 生活環境項目の分析

(pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、COD、総窒素、総リン)

b) 資料整理

・分析野帳の整理

・月別水質分析結果表の作成

・水文水質データベース入力支援システム様式への分析データ入力

3) 競争参加資格確認申請者は、水質事故など水質異常時の分析対応ができるよう常に連絡が取れる体制及び分析ができる体制を確保出来るものでなければならない。

(4) 同種又は類似業務等の実績

下記1)から3)のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について1件以上）を有すること。ただし、1)及び2)は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成18年度以降公示日までに完了（平成27年度完了予定も対象に含む）した業務（発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として実施した業務）とし、3)は平成18年度以降公示日までに実施した研究実績とする。

1) 同種業務：公共用水域及び上下水道、工業用水等における水質分析、水質試験業務

2) 類似業務：水質分析、水質試験業務

3) 研究：水質管理又は水質等の分析に関する研究実績

(5)(4)の1)もしくは2)の実績として挙げた業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

(6) 入札説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が60点以上であること。ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

(7) 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は入札説明書による。

(8) 競争参加資格確認申請書の記載内容において、次の事項に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は、競争参加資格がないものとする。

1) 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

2) 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。

(9) 競争参加資格確認申請書提出時、入札時それぞれの期限内において、本業務の説明書及び見積に必要な図書等、電子入札システムの調達案件一覧中の本案件の「登録文書一覧」掲載の全ての資料について、入札しようとする者の代表者又は代理権限のある名義人のICカードにより、電子入札システムよりダウンロードしていかなければならない。

なお、契約担当官等の指定する方法（CD-R等による貸与等）での交付を受けている場合はこの限りではない。資料をダウンロードしない者は入札に参加できない場合がある。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
 - 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
 - 3) 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。
- (2) 総合評価の方法は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4

国土交通省 東北地方整備局 三春ダム管理所 総務係

TEL: 0247-62-3145

FAX: 0247-62-3170

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から競争参加資格確認申請書提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。
- 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない本選定の参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）より電子データを交付するので、上記4.(1)にその旨連絡すること。

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期限等

提出期限：平成28年2月12日（金）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記4.(1)に提出するものとする

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札期限：平成28年3月9日（水）14時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参等により上記4.(1)に提出するものとする。

開札日時：平成28年3月10日（木）10時00分

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)と同じ。

(7) 契約図書に定める事項に違反した行為が認められた場合には、指名停止等厳正な措置が講じられることがある。

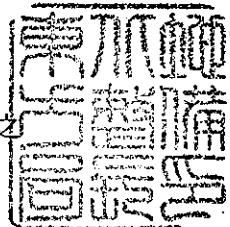
(8) 詳細は入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

三春ダム水質分析業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年 1月28日

東北地方整備局長 川瀬 弘之



1 業務概要

- (1) 業務名 三春ダム水質分析業務
- (2) 業務内容 本業務は、三春ダム流域における水質監視、水質事故など水質異常時における原因物質把握のための水質・底質分析を行うものである。
- (3) 履行期限 履行期間は以下の期間を予定している。

平成28年4月1日～平成29年3月31日

2 申請の時期

平成28年1月28日から平成28年2月12日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

なお、平成28年2月15日以降（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、隨時、申請を受け付けれるが、開札の時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法
「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ (<http://www.thr.mlit.go.jp>) から入手するものとする。
- (2) 申請書の提出方法及び場所
申請者は、申請書に三春ダム水質分析業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
提出場所 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 022-225-2171(代)
- (3) 申請書等の作成に用いる言語
申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月1日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月1日付け公示」という。）6測量・建設コンサルタント等業務の（1）から（4）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格認定を受けていること。
- ③ 東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
- ④ 平成26年10月1日付け公示5測量・建設コンサルタント等業務の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、三春ダム水質分析業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、三春ダム水質分析業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、三春ダム水質分析業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4 (1) ②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1) ②の認定を受けていない構成員が4 (1) ②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1) ②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに4 (1) ②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「三春ダム水質分析業務△△・××設計共同体」とする。